主 文本件控訴を棄却する。 玾

本件控訴の趣旨は末尾に添附した控訴趣意書と題する弁護人小川徳次郎作成名義 の書面記載のとおりである。

控訴の趣意第一点について、

刑事訴訟規則第五十七条第五項には、判決書に起訴状その他の書面に記載された 事実が引用された場合には、その判決書の謄本又は抄本には、その起訴状その他の 書面に記載された事実をも記載しなければならないと規定されているが、判決書に起訴状記載の公訴事実を引用した場合に、その判決書に起訴状の謄本を添附すべき 旨を定めた規定がないばかりでなく、判決書は常に起訴状と共に、同一の記録に編 綴されているから、判決に〈要旨〉おいて如何なる犯罪事実を認定したかは、記録を 調査することにより直ちに判明することである。従つて所論〈/要旨〉刑事訴訟規則第二百十八条の場合には、判決書にその引用した起訴状その他の書面の謄本を添降する必要はないものと解すべきである。論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 下村三郎 判事 高野重秋 判事 久永正勝)